

様式第1号(日本工業規格B列4)

接收貴金属等返還請求書(正・副)

年 月 日

大蔵大臣

殿

住所又は居所
職業又は業種
氏名又は名称
電話番号
請求事務担当者氏名

⑩

接收貴金属等の処理に関する法律(昭和34年法律第135号。以下「法」という。)第5条第1項又は第4項の規定により、次のとおり接收貴金属等の返還を請求します。

- 1 返還の請求をする接收貴金属等
別表「返還の請求をする接收貴金属等」(計 枚)のとおり。
- 2 接收の時期及び場所
- 3 連合国占領軍接收担当官の所属機関、身分及び氏名
- 4 接收の状況
- 5 返還請求者が接收貴金属等の全部又は一部について所有者でない場合には、所有者の住所又は居所、職業又は業種、氏名又は名称及び返還請求者との関係
- 6 返還請求者が被接收者でない場合には、その旨及びその者がこの返還請求書を提出する理由並びに被接收者の接收時及び現在における住所又は居所、職業又は業種及び氏名又は名称
- 7 接收時からこの返還請求書を提出する時までの間において名称変更、法人成、法人の合併等があった場合には、その年月日及び事実
- 8 接收された貴金属等を取得した経緯(法第16条第3項又は法第20条第1項に該当する事情がある場合には、当該事情を含む)
- 9 その他接收の事実の確認に関し参考となる事項
- 10 添付書類の種類及び枚数

(記載上の注意)

- 1 この返還請求書は、請求者の住所又は居所を管轄する財務局（当該住所又は居所が、福岡財務支局の管轄区域内にあるときは福岡財務支局）を経由して大蔵大臣あてに2通提出すること。
- 2 この返還請求書は、接收の時期又は場所が異なるごとに別個に作成すること。ただし、接收が同一の場所において一定期間にわたり継続して行われた場合には、1件の請求書としてもさしつかえない。
- 3 返還請求書のうち1通を正本とし、これに接收担当官の発給した受領書その他の証拠資料の原本又はその写真を添付することとし、副本にはこれらの証拠資料の写を添付すること（標題末尾の正・副のうち該当しないものを消すこと。）。
- 4 支店、出張所等で接收された貴金属等については、本店又は本社でまとめて返還請求書を提出すること。
- 5 返還請求者が法第5条第6項に規定する官署の長であるときは、「住所又は居所」、「職業又は業種」及び「氏名又は名称」の欄には、それぞれ当該官署の所在地、官職及び氏名を記載すること。
- 6 4の記載欄には、接收の状況、接收担当官の発給した受領書の有無その他接收の経緯を記載すること。
- 7 返還請求者が接收貴金属等の全部又は一部について所有者でない場合には、5の記載欄に所有者別の所要事項を列記し、所有者名の前に、それぞれの所有に係る分を記載した別表の葉番号を記載すること。
- 8 被接收者の相続人が返還の請求をする場合には、6の記載欄に被接收者（被相続人）の接收時における住所及び氏名を記載すること。
- 9 被接收者の相続人が返還の請求をする場合において当該相続人が2人以上あるときは、これらの相続人の代表者1名が返還請求書を提出すること。この場合には、他の相続人の委任状を添付すること。
- 10 各記載欄に該当事項がないときは「該当事項なし」、不明のときは「不明」と記載すること。
- 11 別表「返還の請求をする接收貴金属等」の記載は、同表の「記載上の注意」によること。